

## 第4章 景觀形成基準

---

## 第4章 景観形成基準

### 1. 景観誘導の基本的考え方

京築地域には山並み、川、谷筋、平野、海といった雄大な自然が昔から変わることなく存在し、原風景を形づくる景観の基盤となっています。そうした自然の中で、歴史や文化が育まれ、人々のいとなみを通して、美しい景観が守り、引き継がれてきました。

本計画では、そのような景観を守り、育て、活かし、後世につないでいくため、京築地域の景観特性に応じて景域を設定し、景域毎に景観形成の考え方を示すとともに、建築物・工作物等の配置や形態・意匠、色彩等の景観に配慮する事項を景観形成基準として定めます。

景観形成基準は、周囲の景観に影響のある建築行為や開発行為に対し、調和のとれたまとまりある景観形成を推進するため、景域ごとに「一般基準」を定め、地域全体にわたって緩やかな景観誘導を行います。また、地域内外をつなぐ主要な幹線道路沿いについては、一般基準に上乗せする「特定基準」を定め、連続する景観の保全・形成を図ります。

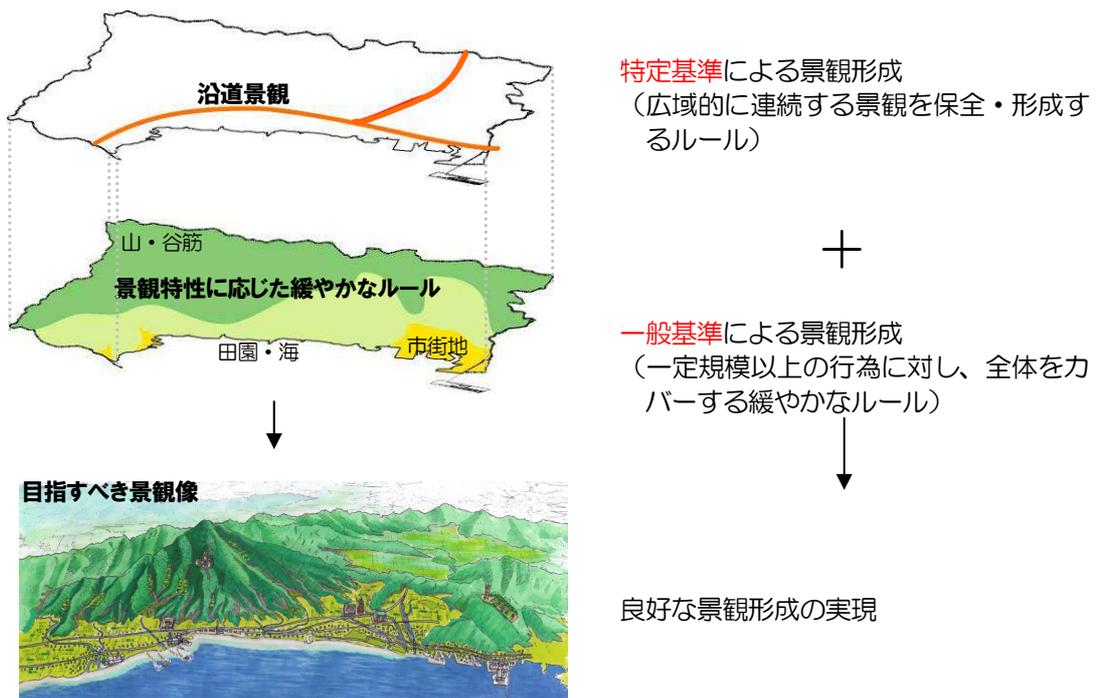
この2つの基準を柱に、広域的なまとまりやつながりが感じられる景観形成を進めていくことを目指します。

**一般基準**：同じような景観特性をもつ「景域」に区分された領域ごとに定める基準です。

面的に定めた景観誘導により、地域全体の景観の向上を図ります。

**特定基準**：広域的に連続する景観を保全・形成するため、一般基準に加え、特徴を活かした良好な景観を誘導していくために定める基準です。

また、歴史や風土に根ざした良好な景観が継承されている地区、地域の顔となる重要な景観を有する地区等広域景観を守り育てていく上で重要な地区を景観形成重点地区として指定し、建築物・工作物等に対してよりきめ細かな基準を定め、街並みの景観の向上を図ります。



## 2. 届出対象行為

本計画の対象区域内において、下表に掲げる行為を行う場合は、「景観法」及び「福岡県美しいまちづくり条例」に基づき、県知事に届出が必要となります。

### ■届出が必要な行為と対象規模

届出が必要な行為	対象規模
(1) 建築物の建築等	
新築、増築、改築若しくは移転	建築物の行為に係る部分の延床面積が 1,000 m <sup>2</sup> 以上（「店舗等」*1は 500 m <sup>2</sup> 以上）又は高さが 10m以上のもの
外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	建築物の延床面積が 1,000 m <sup>2</sup> 以上（「店舗等」*1は 500 m <sup>2</sup> 以上）又は高さが 10m以上のもののうち、外観変更に係る見付面積の合計が全体見付面積の 1/2 以上のもの
(2) 工作物*2の建設等	
新築、増築、改築若しくは移転	行為に係る工作物の高さが 10m 以上のもの
外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	工作物の高さが 10m 以上のもののうち、外観変更に係る見付面積の合計が全体の見付面積の 1/2 以上のもの
(3) 都市計画法に基づく開発行為	行為に係る土地の面積の合計が 3,000 m <sup>2</sup> 以上のもの
(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	行為に係る土地の面積の合計が 3,000 m <sup>2</sup> 以上のもの
(5) 外観照明 夜間において一定の期間継続して建築物その他の工作物の外観について行う照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>延床面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上（「店舗等」*1は 500 m<sup>2</sup>以上）又は高さが 10m以上の建築物の外観について行う照明</li> <li>工作物*2で高さが 10m 以上のものの外観について行う照明</li> </ul>

■景観形成重点地区 ※上の表の（3）（4）（5）についても届出が必要となります。

届出が必要な行為	対象規模
(1) 建築物の建築等	全て
(2) 工作物*2の建設等	
新築、増築、改築若しくは移転	行為に係る工作物の高さが 10m 以上のもの
外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	工作物の高さが 10m 以上のもののうち、外観変更に係る見付面積の合計が全体の見付面積の 1/2 以上のもの

\*1 「店舗等」とは、店舗、飲食店、展示場、遊技場、劇場、映画館、演芸場又は観覧場をいう。

\*2 対象となる「工作物」は次に挙げるもの。

- ・煙突、鉄筋コンクリートの柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ及び物見塔
- ・製造施設、貯蔵施設、遊戯施設及び自動車車庫

### ■届出等の対象外となる行為

- 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為（景観法施行令第8条で定めるもの）
  - ・地下に設ける建築物又は工作物、仮設の工作物、法令等による義務の履行として行う行為等
- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 景観重要公共施設の整備として行う行為
- 福岡県屋外広告物条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は設置
- 文化財保護法に基づく重要伝統的建造物群保存地区で行う行為

### 3. 景域の設定

#### (1) 景観の捉え方

京築地域は豊かな景観を色濃く残す地域です。それは太古から今日へと受け継がれてきた地形や自然を基に歴史や文化、なりわいといったものが長い時間を経て積み重なり、そこに人々のいとなみが加わることで形成されてきたものであり、それを今、私達が京築地域の特徴的な景観として見ることができます。

#### 山間部

##### 山の景観

山の景観は、北部の平尾台から竜ヶ鼻、障子ヶ岳への山並み、南部の蔵持山、犬ヶ岳へと連なる山並みなど、京築地域の広域的な景観の背景となる自然景観です。また、林業や棚田等のなりわいや、修験の文化を伝える遺跡も点在しており、地域の生活文化を伝える景観でもあります。

こうした山の景観は、自然景観の保全、担い手の育成や農業施策との連携によるなりわい景観の保全・継承、修験文化を伝える歴史的な景観の保全が重要となります。



##### 谷筋の景観

谷筋の景観は、京都平野や中津平野の背景として連なる山並みから流れる川でつくられる谷筋の地形と伝統的な佇まいを見せる山村集落や棚田等の農地が一体となり、地域のいとなみを伝える文化的な景観となっています。

こうした谷筋の景観は、山の景観と一体となった斜面緑地の自然景観の保全、切妻や入母屋の勾配屋根を有する伝統的家屋の集落景観の保全、担い手の育成や農業施策との連携によるなりわい景観の保全・継承、神楽等の祭礼文化を伝える文化的な景観の保全・継承が重要となります。



#### 平野部

##### 田園の景観

田園の景観は、山並みと豊前海に挟まれた、農村集落と水田、果樹園等の農耕地等が一体となり、地域のいとなみを伝える景観となっています。

こうした田園の景観は、水田等のなりわい景観の保全、切妻や入母屋の勾配屋根を有する伝統的家屋や社寺林等の集落景観の保全、周囲の田園景観と調和する幹線道路沿道の景観誘導が重要となります。





**みちの景観**

京築地域の内外をつなぐ主要な幹線道路の沿道景観は、市街地から田園へと移り変わる景観を見ることができ、地域の個性や魅力を印象づける景観となります。

こうしたみちの景観は、建築物等の景観誘導や緑化等による連続した良好な沿道景観の確保、周囲や背景の自然や田園景観との調和が重要となります。



**海の景観**

豊前海に面する海際の景観は、豊前海と漁村集落が一体となり、海のいとなみを伝える景観となっています。

遠浅の豊前海、海際の松林、養殖や漁船等の漁業の風景が特徴的な景観を形成しています。

こうした海の景観は、砂浜や松林の保全、なりわい景観の保全、切妻や入母屋の勾配屋根を有する伝統的家屋の集落景観の保全が重要となります。



**市街地の景観**

住宅や商業施設、工場が立地する市街地の景観は、まちの中心的な役割を担う景観です。

こうした市街地の景観は沿道景観の誘導、周囲との調和に配慮したまとまりのある街並みの形成、街路樹等による緑豊かな生活環境の確保、活力とゆとりを感じさせる工業地景観の創出が重要となります。



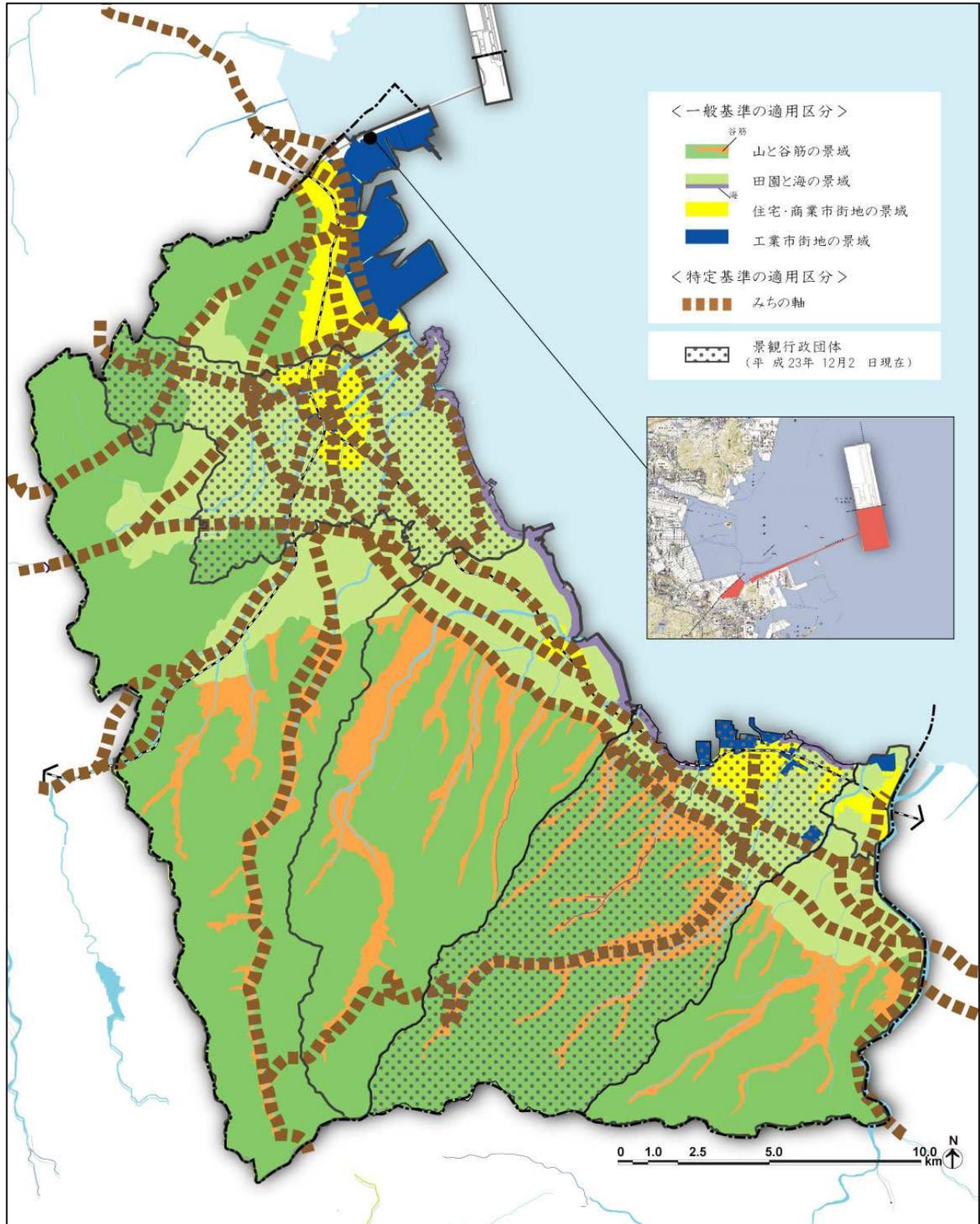
(2) 景域・軸の設定

京築地域に見られる6つの景観を同じような景観特性や景観形成の方針を有する領域ごとに区分して景域・軸を設定します。

■ 6つの景観と景域・軸の設定

6つの景観		景域・軸	景観形成方針
山の景観	豊かな自然環境を有する山並みと周囲の自然環境と調和した集落地で構成	山と谷筋の景域 山、谷筋の集落地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然景観の保全、継承</li> <li>・山並みや谷筋と一体となった集落地景観の保全、継承</li> </ul>
谷筋の景観			
田園の景観	平野部に広がる良好な田園と豊前海で構成	田園と海の景域 丘陵部、平野部、海浜部の田園及び集落地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海、山並みを背景とする田園景観の保全、継承</li> <li>・集落地景観の保全、継承</li> <li>・砂浜、松林等の海浜景観の保全、継承</li> </ul>
海の景観			
市街地の景観	戸建住宅や中高層の共同住宅、幹線道路沿道に立地する商業施設等で構成	住宅・商業市街地の景域 平野部の市街地 ・ 苅田町市街地 ・ 吉富町市街地 ・ 築上町市街地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まとまりや潤いのある住宅市街地の形成</li> <li>・賑わいの感じられる商業市街地の形成</li> </ul>
	大規模な工業施設で構成	工業市街地の景域 平野部の工業地 ・ 苅田町の工業地 ・ 吉富町の工業地	
みちの景観	地域内外をつなぐ主な幹線道路	みちの軸 ※対象区域は、以下に示す道路の道路境界線から30mの範囲となります。 一般国道10号、一般国道201号、一般国道496号、東九州自動車道、椎田道路、主要地方道豊前万田線、主要地方道吉富本耶馬溪線、主要地方道門司行橋線、主要地方道犀川豊前線、主要地方道行橋添田線、主要地方道椎田勝山線、主要地方道苅田採銅所線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連続性の感じられる良好な沿道景観の形成</li> </ul>

■景域図



## 4. 景域ごとの景観形成（景観形成方針と景観形成基準）

### （1）山と谷筋の景域

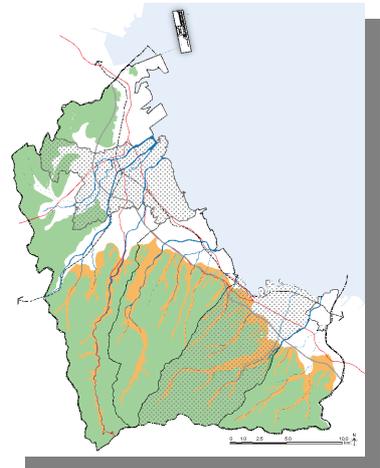
#### ①景観形成方針

##### <原風景を形づくる良好な自然景観、生活文化を伝える集落地景観の保全・継承>

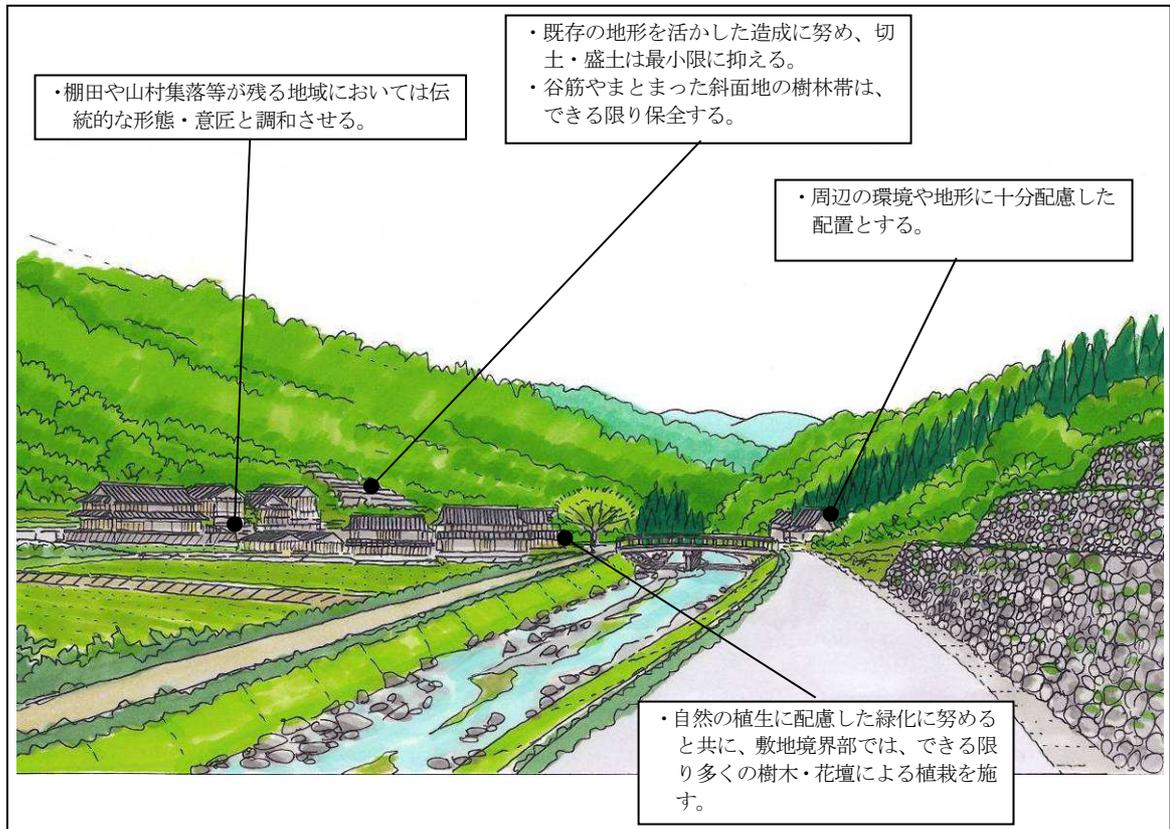
山と谷筋の景域は、地域の特徴的な景観を有し、清流と呼ばれる河川の恵みによって、豊かな自然環境やなりわいが育まれ、広大な田園から常に背景の緑としてみられる景域です。そのため、山や谷筋の緑や河川などの良好な自然環境の保全を図ります。

また、谷筋の地形と棚田や山村集落が一体となった景観は、人々の暮らしやいとなみとともに形づくられてきた地域固有の生活文化を伝える景観として、周辺との調和や保全を図ります。

開発等の際には豊かな自然景観に与える影響が最小限となるよう配慮を求め、既存の樹林をできる限り保全し、地形を活かしたものとなるよう誘導します。



##### <景観形成のイメージ>



②景観形成基準

山と谷筋の景域		景観形成基準
建築物・工作物	配 置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の環境や地形に十分配慮した配置とする。</li> <li>・棚田や谷筋沿いの自然景観を阻害しない配置とする。</li> </ul>
	形態・意匠・色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・棚田や山村集落等が残る地域においては、地域の基調となっている伝統的な形態・意匠と調和させる。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。</li> <li>・色彩を組み合わせる場合には、統一感のある配色とし、背景の緑と調和するよう配慮する。</li> </ul>
	外構・緑化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然の植生に配慮した緑化に努めると共に、敷地境界部では、できる限り多くの樹木・花壇による植栽を施す。</li> </ul>
開発行為・土地の形質の変更等	周辺への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境、植生、貴重な動植物の生態系に配慮する。</li> </ul>
	造成等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限に抑える。</li> <li>・面的な一団の開発等に伴う法面、擁壁は、長大なものは避け、圧迫感のないように配慮する。やむを得ず長大となる場合には、緑化等による修景を行う。</li> </ul>
	既存樹木・樹林等の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・谷筋やまとまった斜面地の樹林帯は、できる限り保全する。</li> </ul>
外観照明		<ul style="list-style-type: none"> <li>・良好な夜間景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとする。</li> <li>・点滅照明は設置しない。</li> <li>・派手な照明器具は設置しない。</li> </ul>

## (2) 田園と海の景域

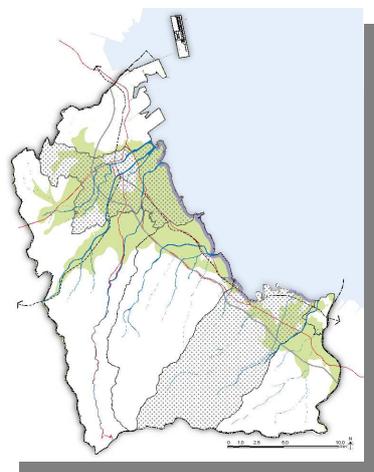
### ① 景観形成方針

#### < 自然、田園、集落地、海が一体となったなりわい景観の保全・継承 >

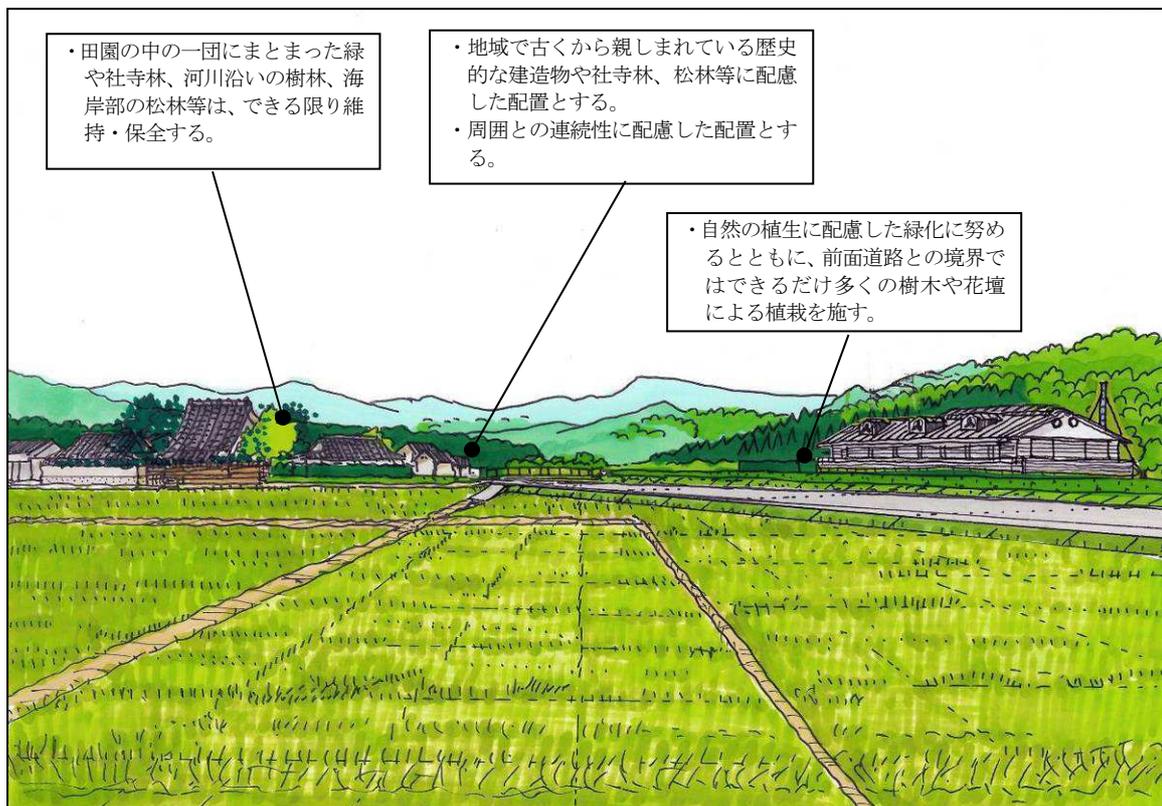
田園と海の景域は、谷筋を抜け、海に向かって開けた丘陵部と平野部に果樹園や水田、農漁村集落等のなりわいの景観が広がる景域です。地域にとって重要な景観要素である良好な田園や果樹園のなりわい環境を保全するとともに、屋敷林や社寺林などの緑に囲まれた低層の集落地は、まとまりある田園景観として周辺との調和・保全を図ります。

低層の漁村集落や松林からなる海浜部の景観は、豊前海と人々のいとなみを感じさせる景観として適切な保全を図ります。

開発等に対しては、今ある田園と海の景観に与える影響を最小限に抑えるよう配慮を求め、山から海にかけての眺望を確保するとともに、自然、田園、集落地、海が一体となったなりわい景観と調和したものとなるよう誘導します。



#### < 景観形成のイメージ >



②景観形成基準

田園と海の景域		景観形成基準	
建築物・ 工作物	配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で古くから親しまれている歴史的な建造物や社寺林、松林等に配慮した配置とする。</li> <li>・周囲との連続性に配慮した配置とする。</li> </ul>	
	形態・ 意匠・ 色彩	周辺との調和	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農漁村集落では周辺の景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。</li> </ul>
		圧迫感の軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な建築物等では、長大な壁面になることは避け、分節化するなど、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。</li> </ul>
	設備類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築設備類を設置する場合は、建築物等の裏側へ配線するなど、道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合は、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないよう配慮する。</li> </ul>	
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。</li> <li>・色彩を組み合わせる場合には、統一感のある配色とする。</li> </ul>	
外構・緑化等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然の植生に配慮した緑化に努めるとともに、前面道路との境界ではできるだけ多くの樹木や花壇による植栽を施す。</li> </ul>	
開発行為・ 土地の形質の変更等	造成等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限に抑える。</li> <li>・面的な一団の開発等に伴う法面、擁壁は、長大なものは避け、圧迫感のないように配慮する。やむを得ず長大となる場合には、緑化等による修景を行う。</li> </ul>	
	既存樹木・ 樹林等の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・田園の中の一団にまとまった緑や社寺林、河川沿いの樹林、海岸部の松林等は、できる限り維持・保全する。</li> </ul>	
外観照明		<ul style="list-style-type: none"> <li>・良好な夜間景観を阻害しないよう必要最小限の明るさとする。</li> <li>・点滅照明は、設置しない。</li> <li>・派手な照明器具は設置しない。</li> </ul>	

### (3) 住宅・商業市街地の景域

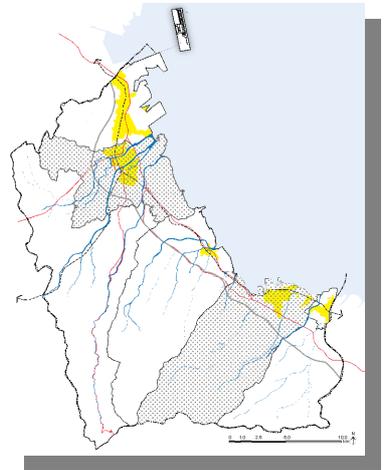
#### ① 景観形成方針

##### <まとまりや賑わい・潤いの感じられる住宅・商業市街地景観の形成>

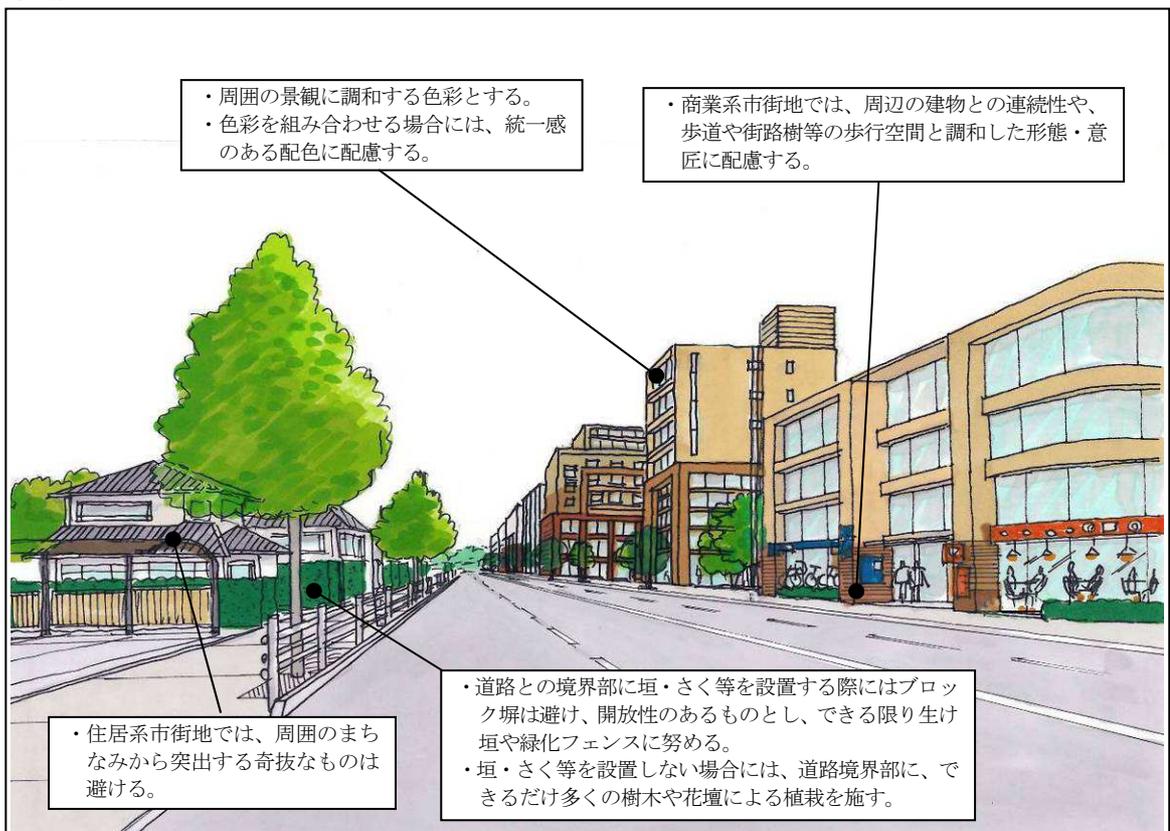
住宅・商業市街地の景域は、それぞれのまちの中心的な役割を担うため、活力や賑わいをつくりだす景域です。恵まれた自然と調和した市街地を形成することにより、生活環境の向上にもつながることから全体として調和のとれたまとまりある市街地景観の形成を誘導します。

住宅市街地では、周囲の街並みに調和した形態・意匠への配慮を求めます。

まちの活気や賑わいを創出する商業市街地では、魅力あるまちの中心部の形成を目指し、周辺の建築物との連続性や街路樹等による歩行空間との一体性を図り、潤いある景観を形成するよう誘導します。



##### <景観形成のイメージ>



②景観形成基準

住宅・商業市街地の景域		景観形成基準
建築物・工作物	配 置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲との連続性に配慮した配置に努める。</li> </ul>
	形 態 ・ 意 匠 ・ 色 彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住居系市街地では、周囲のまちなみから突出する奇抜なものは避ける。</li> <li>・商業系市街地では、周囲の建物との連続性や、歩道や街路樹等の歩行空間と調和した形態・意匠に配慮する。</li> </ul>
	圧迫感の軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な建築物等では、長大な壁面になることは避け、分節化するなど、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。</li> </ul>
	設備類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築設備類を設置する場合は、建築物等の裏側へ配線するなど、道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合は、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないよう配慮する。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。</li> <li>・色彩を組み合わせる場合には、統一感のある配色に配慮する。</li> </ul>
外構・緑化等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路との境界部に垣・さく等を設置する際にはブロック塀は避け、開放性のあるものとし、できる限り生け垣や緑化フェンスに努める。垣・さく等を設置しない場合には、道路境界部に、できるだけ多くの樹木や花壇による植栽を施す。</li> </ul>

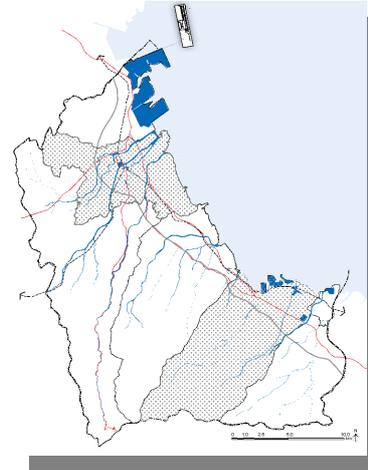
## (4) 工業市街地の景域

### ① 景観形成方針

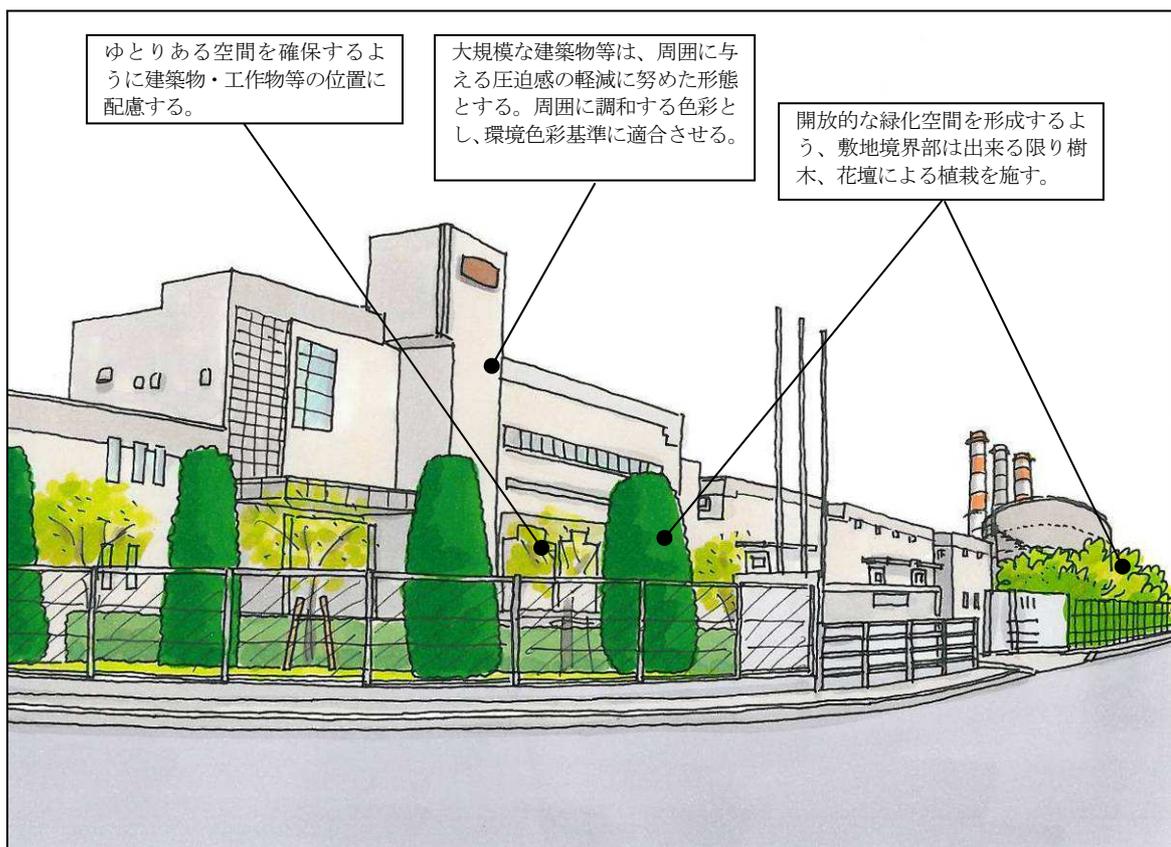
#### <産業の活力が感じられる工業市街地景観の形成>

工業市街地の景域は、工場ならではの独特の雰囲気と、新たな地域の産業としての活力を感じさせる景域です。周辺の景観に大きく影響を与えるボリューム感のある建築物が建ち並ぶため、周囲への圧迫感の軽減とゆとりある空間の確保を図ります。

画一的な建物となりがちな工業地では、活力を保持するとともに、雑多な印象を与えないよう、緑等による開放的な空間の形成を図ります。



#### <景観形成のイメージ>



②景観形成基準

工業市街地の景域		景観形成基準
建築物・工作物	配置	・ゆとりある空間を確保するように建築物・工作物等の位置に配慮する。
	形態・意匠・色彩	・大規模な建築物等は、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。
		・周囲に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。
	外構	・開放的な緑化空間を形成するよう、敷地境界部は出来る限り樹木、花壇による植栽を施す。

## (5) みちの軸【特定基準】

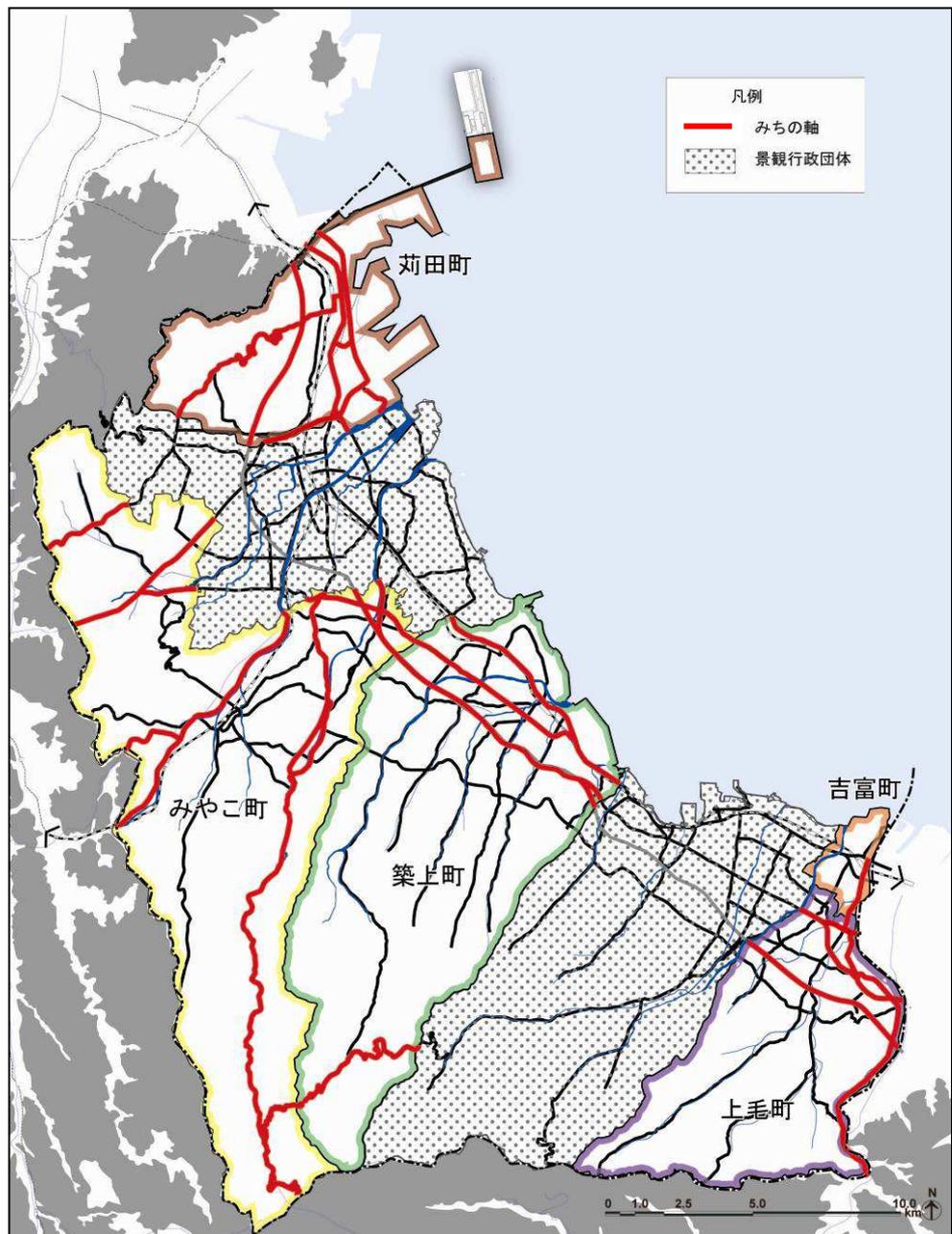
### ① 景観形成方針

みちの軸は、地域内外をつなぐ主要な幹線道路として地域を訪れる人々に、京築地域を印象づける重要な要素です。

山間の谷筋部・田園部・市街地等の沿道の特性に調和するとともに、通りとしての連続性やまとまりのある景観を形成するため、沿道の建築物や工作物等の緑化等に配慮します。

また、連続する沿道景観として道路からの見え方に配慮し、快適で潤いある沿道景観の創出を図ります。

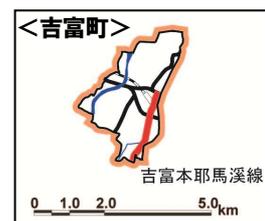
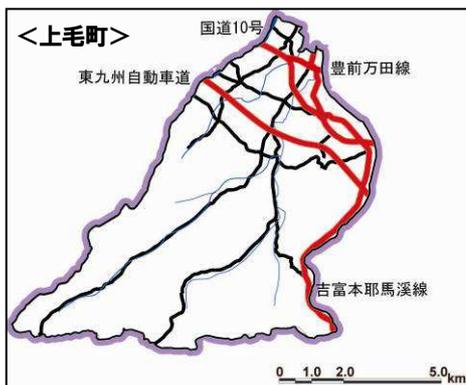
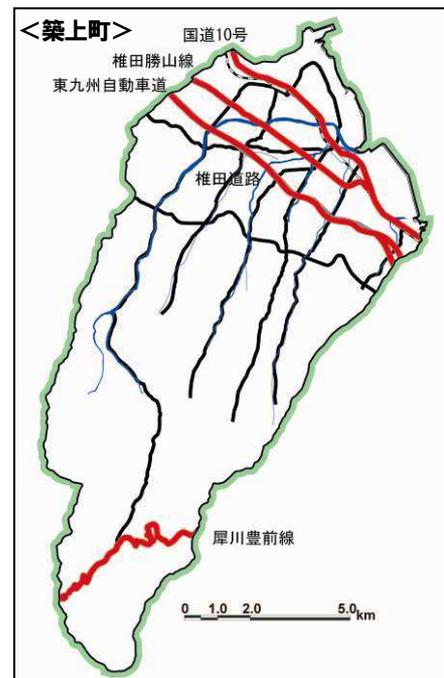
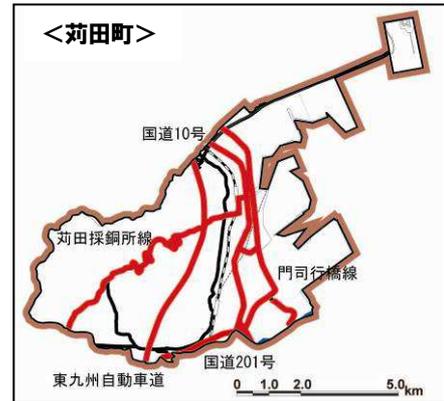
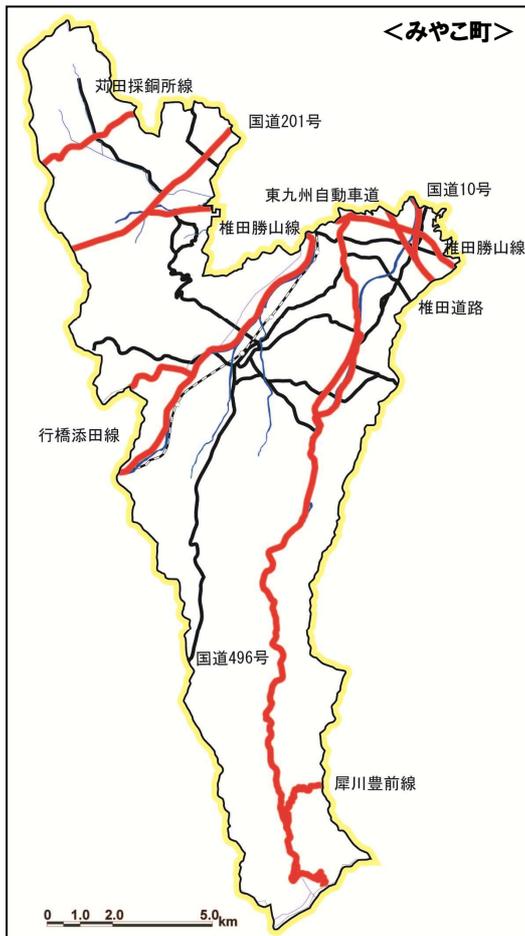
#### ■ 位置図



<対象区域>

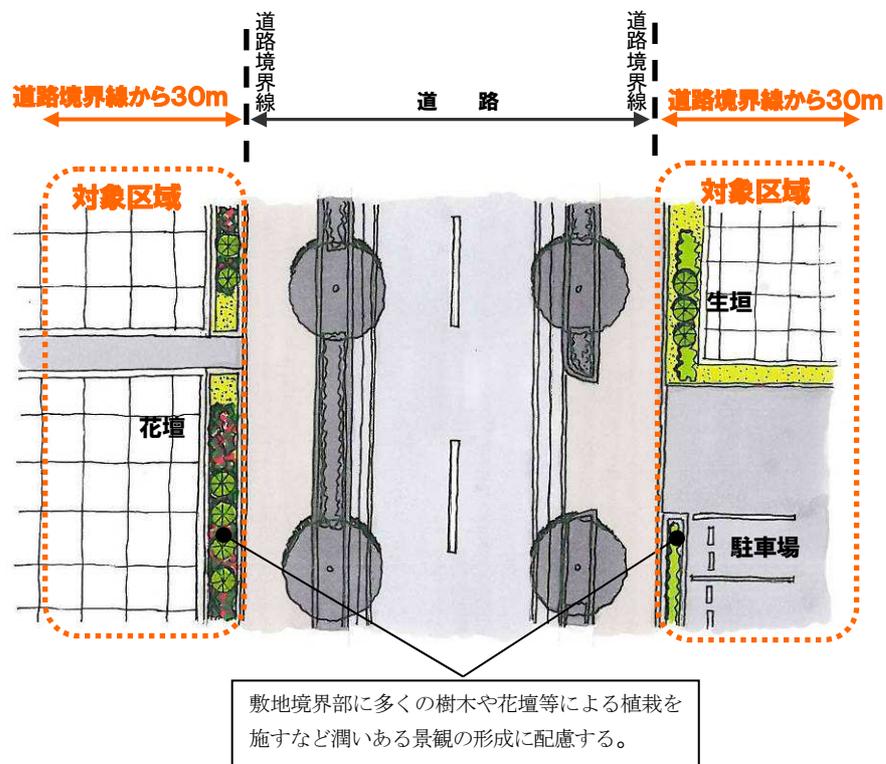
対象区域は、以下に示す道路の道路境界線から 30mの範囲となります。

一般国道 10 号、一般国道 201 号、一般国道 496 号、東九州自動車道、椎田道路、主要地方道豊前万田線、主要地方道吉富本耶馬溪線、主要地方道門司行橋線、主要地方道犀川豊前線、主要地方道行橋添田線、主要地方道椎田勝山線、主要地方道苅田採銅所線

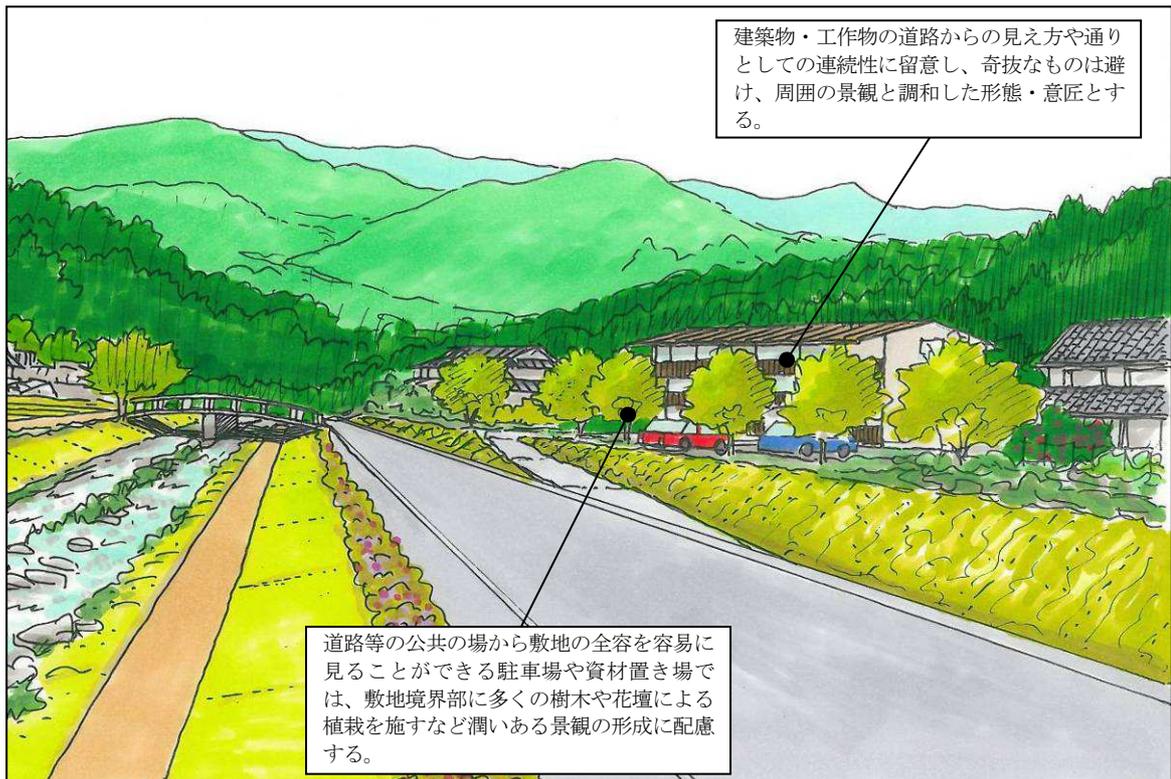


②景観形成基準

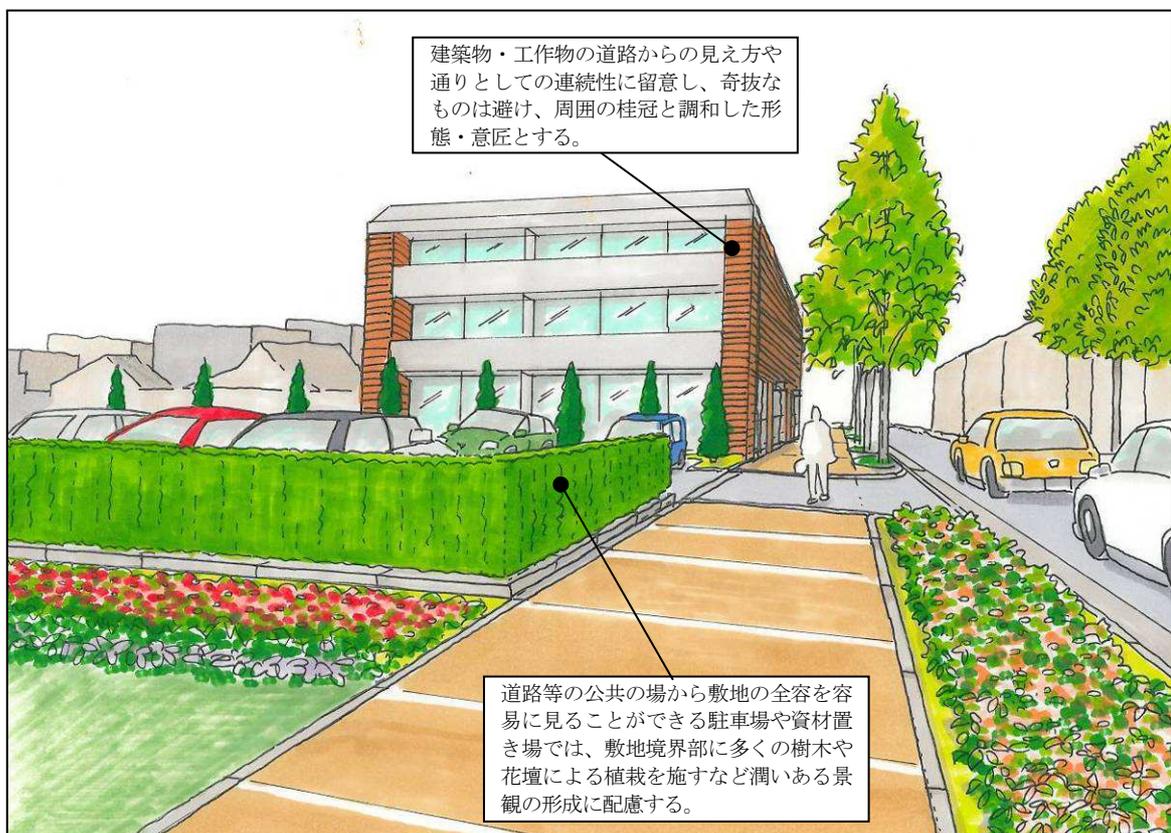
みちの軸		景観形成基準	
建築物・工作物	形態・意匠	連続性への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物・工作物の道路からの見え方や通りとしての連続性に留意し、奇抜なものは避け、周囲の景観と調和した形態・意匠とする。</li> </ul>
開発行為、土地の形質の変更等	緑化		<ul style="list-style-type: none"> <li>道路等の公共の場から敷地の全容を容易に見ることができる駐車場や資材置き場では、敷地境界部に多くの樹木や花壇による植栽を施すなど潤いある景観の形成に配慮する。</li> </ul>



■みちの軸（谷筋部・田園部）



■みちの軸（市街地）



## (6) 環境色彩基準

### ①基本的な考え方

行為の場所の景観特性に十分配慮し、周辺の建築物や自然環境と調和する色彩とします。原色の色彩や高彩度の色彩は避け、川辺や樹木の緑、土や石などの自然の色と馴染みやすい色彩を基本とします。群としての統一感のある地区においては、その統一感の中で行われる個性創出のための色彩表現（アクセントカラー）は認めます。

### ②環境色彩基準

#### 1) 建築物

※日本工業規格（JIS）に採用されているマンセル表色系による。

景域	部位	色相	明度	彩度
山と谷筋	外壁基調色	7.5R~2.5Y	7.5 以下	4.0 以下
		無彩色	7.5 以下	—
		上記以外の色相	7.5 以下	2.0 以下
	屋根	2.5GY~7.5BG	7.5 以下	4.0 以下
		無彩色	7.5 以下	—
		上記以外の色相	5.0 以下	2.0 以下
田園と海	外壁基調色	有彩色	—	4.0 以下
		無彩色	—	—
	屋根	有彩色	7.5 以下	4.0 以下
		無彩色	7.5 以下	—
住宅・商業市街地、工業市街地	外壁基調色	有彩色	—	6.0 以下
		無彩色	—	—
	屋根	有彩色	—	4.0 以下
		無彩色	—	—

※外壁各面の4/5は、基調色の基準に適合した色彩とする。

#### 2) 工作物

※日本工業規格（JIS）に採用されているマンセル表色系による。

景域	色相	明度	彩度
山と谷筋	全て	7.5 以下	4.0 以下
田園と海、住宅・商業市街地、工業市街地	全て	—	4.0 以下

### ③適用除外

環境色彩基準は、以下の行為については適用除外とする。

- 計画的に開発される区域において、地域の特性を踏まえた色彩基準が定められ、良好な景観形成が図られる場合。
- 自然石や土・木材など地域固有の自然素材や伝統的素材（瓦等）が使用される場合。
- 橋梁等で地域住民から親しまれ、地域イメージの核となっており、地域のランドマークとしての役割を果たしているもの。
- 工作物について他の法令等で色彩が定められているもの。
- 地域の拠点となる公共施設で、公開審査等を経て、周辺の環境と調和がとれたデザインと認められたもの。

◆マンセル表色系とは

一般的に色彩は、赤や青、黄などの色名で表しますが、色名の捉え方には個人差があり、ひとつの色を正確かつ客観的に表すことはできません。

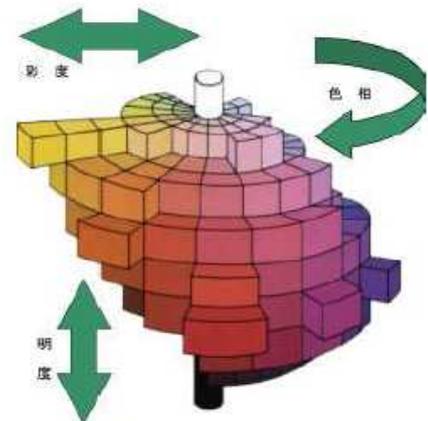
このため、京築広域景観計画では、JIS（日本工業規格）などにも採用されている国際的な色彩の尺度である「マンセル表色系」を採用しています。

「マンセル表色系」では、色彩を「色相」「明度」「彩度」の3つの尺度を組み合わせて表します。

●色相は、いろあいを表します。10種の基本色、赤（R）、橙（YR）、黄（Y）、黄緑（GY）、緑（G）、青緑（BG）、青（B）、青紫（PB）、紫（P）、赤紫（RP）を表し、さらにそれを10等分します。10色相のアルファベットとそれぞれの段階の数字によって、5R や5Y などのように表記します。

●明度は、明るさの度合いを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり、10に近くなります。

●彩度は、鮮やかさの度合いを数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、鮮やかな色ほど数値が大きくなります。また、黒、グレー、白などの無彩色の彩度はNで表します。



(参考1) マンセル色立体

●マンセル値

色彩の3属性を組み合わせて表記する記号で、下記のように読みます。

**5YR**

5ワイアール  
(色相)

**6**

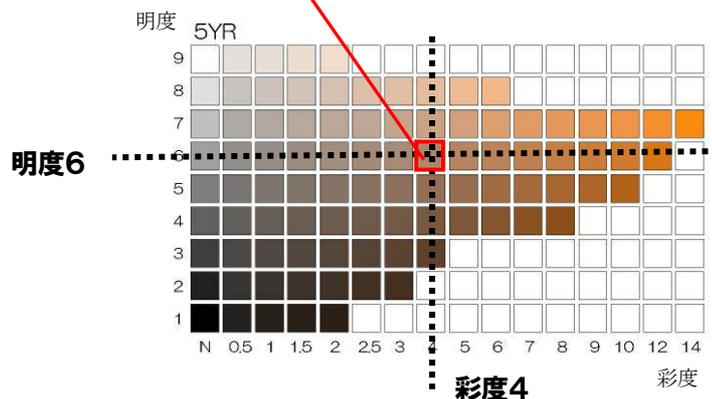
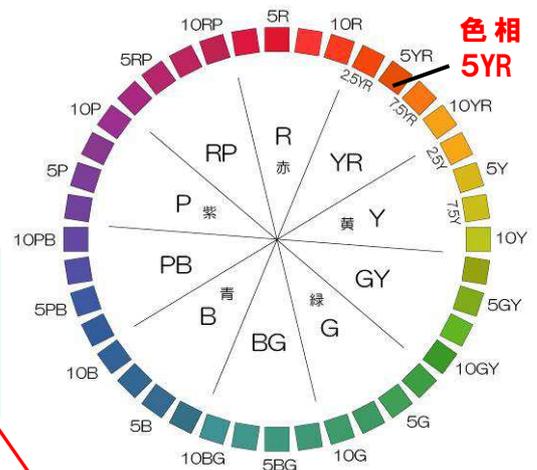
6 の  
(明度)

**/**

の  
(彩度)

**4**

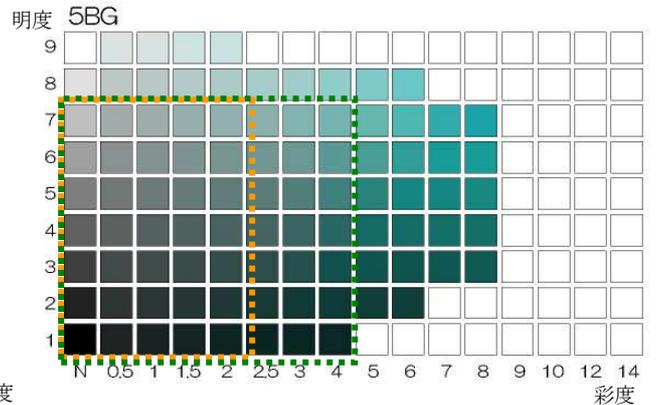
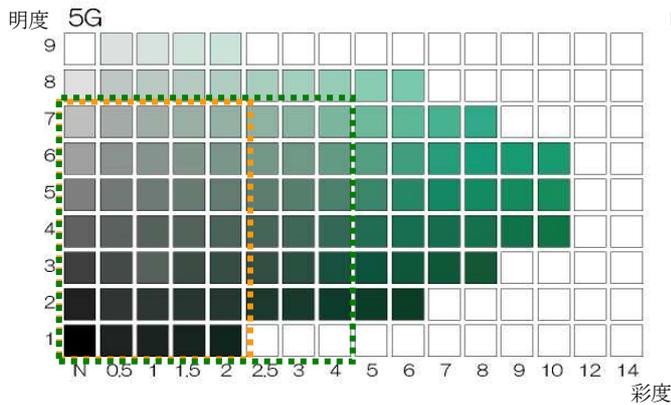
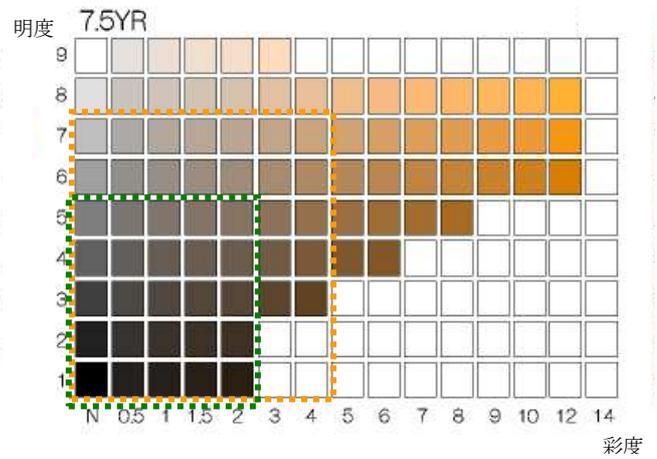
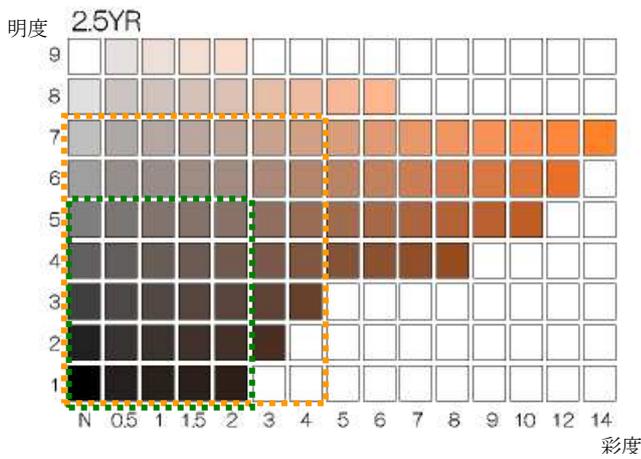
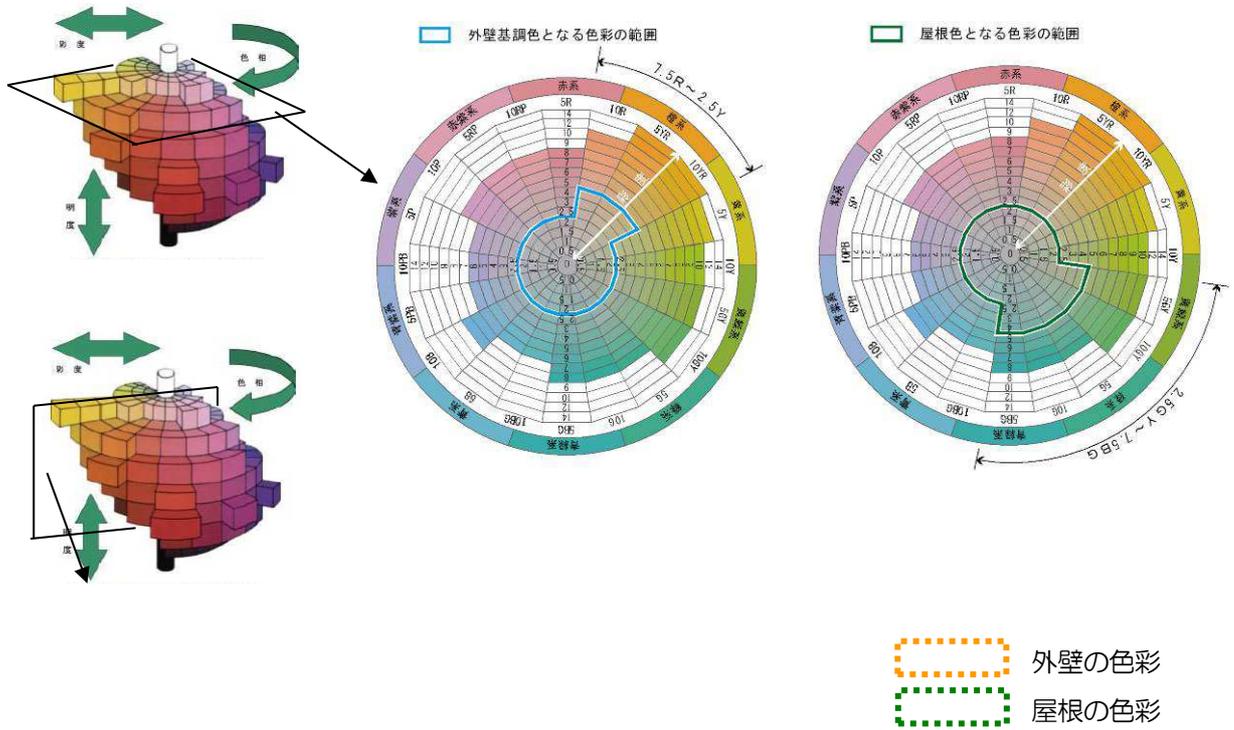
4  
(彩度)



参考：建築物の色彩基準のイメージ

<山と谷筋の景域>

※ここで使用している色相は、明度7を基準としている。



## 5. 景観形成重点地区

景観形成重点地区は、重点的に良好な景観形成を図ることが望ましい地区です。

北九州空港周辺は、周囲の山々の緑、身近に広がる田園、見渡せる空、周防灘といった豊かな自然の中に、北九州空港をはじめ、新しい街並みが形成されています。そして、訪れる観光客やビジネスマンが最初に九州を感じる場所でもあり、空港を利用して帰ってきた人々が九州に帰ってきたことを実感する場所でもあります。そのため、周辺の美しい自然景観と調和し、訪れる人、旅立つ人、帰ってくる人に心地よい印象を与える、北九州・京築地域の新しい玄関口にふさわしい景観づくりが重要となります。そこで、北九州空港周辺地区を景観形成重点地区と定め、もてなしの景観づくりを目標に良好なまちなみの形成を進めます。

### <目標> 新しい玄関口にふさわしいもてなしの景観づくり

#### 方針1

**海・山・田園・空への広がりを感じる開放感のある空間づくり**

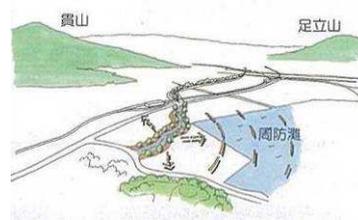
遠くの山並みと、開放的な田園風景、周防灘への眺望を活かし、訪れた人が九州を体験できる空間、帰ってきた人がふるさとの風景を楽しめる空間とします。



#### 方針2

**周辺の風景と調和し、すっきりとしたまとまりのあるまちなみづくり**

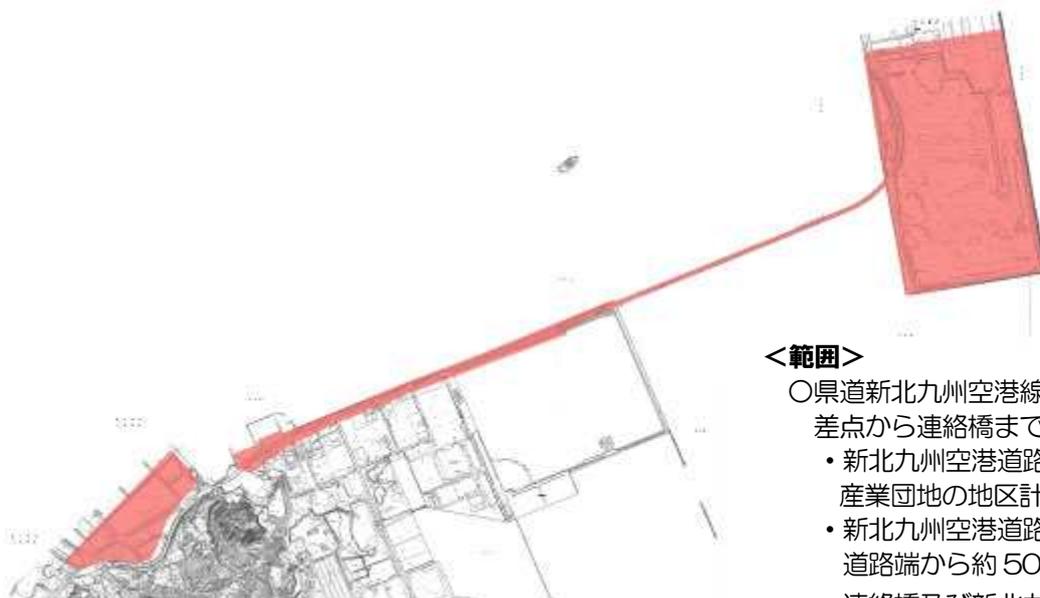
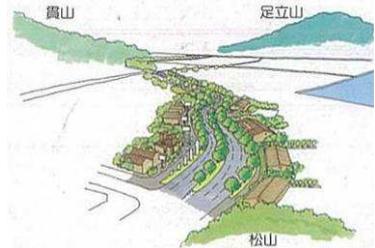
周辺の山々のスカイラインや身近な緑などの周辺環境と調和し、緑あふれるすっきりとまとまりのあるまちなみとします。



#### 方針3

**新しい玄関口として印象に残る、落ち着いた景観づくり**

沿道に立地する建物等の一つの質を高め、落ち着いた印象に残る景観とします。



### <範囲>

- 県道新北九州空港線の空港I.C入口交差点から連絡橋まで
- ・新北九州空港道路沿いの荻田町臨空産業団地の地区計画の区域
- ・新北九州空港道路沿いの工業専用地域：道路端から約50mの範囲
- ・連絡橋及び新北九州空港島の荻田町側

■景観形成のイメージ



■景観形成基準

景観形成基準	
建築物等の配置・高さ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建築物等は広がりを感じられるように、できるだけ道路から後退して配置するように努める。</li> <li>2. 建築物等の高さは、周辺環境や周囲の建築物と調和し、広がりを感じられるような高さとなるように努める。</li> </ol>
建築物等の色彩・素材等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建築物等の色彩は落ち着きがあり、周辺環境と調和するように努める。</li> <li>2. 建築物等には、耐久性に優れ、汚れづらい素材を用いるなど、美しさを感じられるように努める。</li> <li>3. 倉庫や工場などの大規模な建築物の壁面等は、色彩や形態に配慮し、周辺環境と調和するように努める。</li> </ol>
建築設備等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建築設備や屋外に設置される室外機等は、建物との一体化や周辺から見えないように努める。</li> <li>2. 自動販売機は門司行橋線、新北九州空港線に面して設置しないように努める。</li> </ol>
緑化等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 敷地の道路や隣地との境界部分は、潤いを感じられるように、樹木や花などの緑化に努める。</li> <li>2. 駐車場や資材置き場等は樹木等により、道路から見えないように努める。</li> </ol>

■環境色彩基準

	部位	色相	明度	彩度
建築物	外壁基調色	有彩色	—	6.0 以下
		無彩色	—	—
	屋根	有彩色	—	4.0 以下
		無彩色	—	—
工作物		全て	—	4.0 以下

